

審査請求様式第1号

(*地方支分部局等の長が行った処分に対する審査請求の場合は、正副2通を提出して下さい。)

2023年 9月 6日

厚生労働大臣 殿

審査請求書

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき審査請求します。

1 審査請求人の氏名・住所(居所)又は法人等名称・代表者若しくは管理人の氏名・住所(居所)

個人 氏名: 橋本策也

(総代) 住所(居所): 東京都府中市栄町3-16-14-302

(連絡先 090-3409-7768)

(*総代の場合は選任状等を添付
*総代を複数人選任し書ききれない場合は、別紙にご記入下さい(選任状添付に代えても可。)

法人等名称:

法人(団体) 代表者等氏名: (*代表者等の資格証明書添付)

住所(居所):

(担当者 連絡先 - -)

代理人

(代理人氏名: (*委任状添付)
住所(居所): (連絡先 - -))

2 審査請求に係る処分 (*決定通知書でご確認下さい。)

決定年月日: 令和5年 8月30日

文書番号: (東労発総開第5-239) による行政文書 [開示] 決定

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2023年 9月 1日

4 審査請求の趣旨及び理由 (*書ききれない場合は裏面あるいは別紙等にご記入下さい。)

当該開示決定通知書 2ページ 3: 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施できる日時、場所

において、「日時: 令和5年9月6日から令和5年10月6日まで」

とされている。開示決定は8月30日であるのに9月6日以降(1週間後)にしか開示の実施が行われないのは、いたずらに開示を遅らせようとする不当な措置であるので、審査請求を行う。

5 審査請求期間経過後に審査請求する場合の正当な理由(*書ききれない場合は裏面あるいは別紙等にご記入下さい。)

6 処分庁の教示の有無及びその内容 (有 ・ 無)

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができま

す。」との教示があった。

